## く 働き方改革推進支援助成 > ※中小企業のみ

## 生産性を高めながら労働時間の縮減等に取り組む中小企業等に対して助成

※ <> は生産性要件を満たした場合

※( )は中小企業事業主以外

※ (一) は中小企業事業主のみ

No.	内容	助成額
	労働時間短縮・年休促進支援コース	[令和2年度の新規の申請の受付は終了しました]
1	労働時間の短縮や、年次有給休暇の 取得促進に向けた環境整備に取り組	<ul><li>取組みの実施に要した経費の3/4~4/5(一)</li><li>1企業当たりの助成上限額の合計250万円</li></ul>
	む場合	賃金加算あり(更に 15 万円~最大 240 万円加算)
	<u>勤務間インターバル導入コース</u>	[令和2年度の新規の申請の受付は終了しました]
2	勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の休息時間を設ける「勤務間インターバル制度」の導入に取り組む場合	<ul> <li>取組みの実施に要した経費の 3/4~4/5(一)</li> <li>1企業当たりの上限額最大 100 万円</li> <li>賃金加算あり(更に 15 万円~最大 240 万円加算)</li> </ul>
3	職場意識改革特例コース	[特例措置につき申請期限等あり]
	新型コロナウイルス感染症対策として、特別休暇の制度導入に取り組む 場合	<ul><li>取組みの実施に要した経費の 3/4~4/5(一)</li><li>1企業当たりの上限額最大 50 万円</li></ul>
	団体推進コース	
4	傘下企業の生産性の向上に向けた 取組を行う事業主団体に対して 助成	a. 対象経費の合計額 b. 総事業費から収入額を控除した額 c. 上限額 原則 500 万円 (県単位または複数の県単位で構成する事業主 団体などに該当する場合の上限額は 1,000 万円) 上記のいずれか低い方の額

## パンフレット

1	労働時間短縮・年休促進支援コース 【PDF 256MB】	
2	<u>勤務間インターバル導入コース</u> 【PDF 268MB】	
3	職場意識改善特例コース 【PDF 176MB】	
4	団体推進コース【PDF 260MB】	

## 申請様式・提出先

No.	申請様式	問い合わせ・提出先
1	労働時間短縮・年休促進支援コース	山形労働局 雇用環境・均等室
2	<u>勤務間インターバル導入コース</u>	〒990−8567
3	職場意識改善特例コース	山形市香澄町 3-2-1 山交ビル 3 階
4	団体推進コース	TEL: 023-624-8228